



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
長崎労働局

Press Release

長崎労働局発表
令和3年12月24日(金)

長崎労働局職業安定部職業対策課
課長 熊田 重人
地方障害者雇用担当官 出口 利幸
電話095-801-0042

令和3年「障害者の雇用状況」集計結果を公表します

～県内の民間企業の実雇用率、障害者雇用数が過去最高～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

長崎労働局（局長 瀧ヶ平 仁）においては、同法に基づき、雇用義務の対象となる県内の企業・公的機関から毎年6月1日現在の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の雇用状況について報告を求めています。このたび、令和3年6月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

【民間企業における雇用状況等】〈法定雇用率 2.3%〉(対象企業 1,046 社)

1. 長崎県内の民間企業の障害者実雇用率は 2.64%で、前年に比べ 0.03 ポイント上昇し、集計開始(昭和 52 年)以来過去最高。全国の民間企業の障害者実雇用率は 2.20%で、当県は全都道府県中 5 位(昨年 4 位)。
2. 雇用義務がある県内企業で雇用されている障害者の数は 3,498.0 人で、前年より 44 人(1.3%) 増加。
3. 法定雇用率の達成企業割合は 59.9%で、前年に比べ 2.8 ポイント減少。全国の法定雇用率の達成企業割合は 47.0%で、当県は全都道府県中 12 位(昨年 6 位)。
4. しかしながら、雇用義務のある県内企業 1,046 社のうち 419 社で法定雇用率未達成。
このため、長崎労働局及び各ハローワークは、企業への啓発・助言・指導を今後とも推進。

【地方公共団体等における雇用状況等】

1 「県等の機関」(注1)

4機関のうち3機関で法定雇用率を達成した。全体の実雇用率は、2.65% (全国2.81%) で前年に比べ0.11ポイント低下。

(注1) 県の機関(長崎県知事部局、交通局、県警察本部)に、特別地方公共団体たる長崎県病院企業団を加えたもの。法定雇用率はそれぞれ2.6%。

2 「市・町の機関」(注2)

1市3町1教育機関を除いて法定雇用率を達成した。全体の実雇用率は、2.41% (全国2.51%) で前年に比べ0.08ポイント上昇。

(注2) 市町、上・下水道局、教育委員会(長崎市教育委員会を除く)。法定雇用率はそれぞれ2.6%。

3 「県等の教育委員会」(注3)

2機関のうち1機関が法定雇用率達成。全体の実雇用率は、2.16% (全国2.21%) で前年に比べ0.08ポイント上昇。

(注3) 長崎県教育委員会、長崎市教育委員会。法定雇用率はそれぞれ2.5%。

4 「地方独立行政法人等」(注4)

5機関のうち、4機関(前年3機関)が法定雇用率を達成。

在籍している障害者の数は133.0人(前年119.5人)で、13.5人増加。

全体の実雇用率は、2.77% (全国2.69%) で前年に比べ0.27ポイント上昇。

(注4) 国立大学法人長崎大学に、地方独立行政法人(4機関)を加えたもの。法定雇用率はそれぞれ2.6%。

5 県内の法定雇用率未達成の地方公共団体及び地方独立行政法人等は、前年より2機関減少し8機関。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数は3,498.0人で、実雇用率は2.64%となった。

民間企業（43.5人以上規模の企業・法定雇用率2.3%）において雇用されている障害者の数は3,498.0人で、前年より1.3%（44.0人）増加した。

このうち身体障害者は2,070.0人（対前年比0.6%減）、知的障害者は1,043.5人（同4.2%増）、精神障害者は384.5人（同4.1%増）となった。

実雇用率は2.64%（前年は2.61%）、法定雇用率達成企業の割合は59.9%（前年は62.7%）であった。

なお、対象企業数は1,046社（前年は1,017社）で、前年より29社増加した。

企業規模別の実雇用率は、500～1,000人未満規模企業が最も高く、3.37%となった。

・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～50人未満規模企業では132.0人、50～100人未満規模企業で722.5人、100～300人未満で1,442.0人、300～500人未満で465.0人、500～1,000人未満で472.0人、1,000人以上で264.5人。

・実雇用率は、43.5～50人未満で2.29%、50～100人未満で2.26%、100～300人未満で2.75%、300～500人未満で2.72%、500～1,000人未満で3.37%、1,000人以上で2.39%となった。

なお、民間企業全体の実雇用率2.64%と比較すると100～300人未満、300～500人未満及び500～1,000人未満企業が上回った。

・法定雇用率達成企業の割合を前年度と比較すると、500人以上1000人未満、1000人以上において前年度を上回った。

産業別の実雇用率は、医療、福祉（3.18%）が最も高く、生活関連サービス業、娯楽業（2.80%）、製造業（2.78%）、が民間企業全体の実雇用率（2.64%）を上回った。

・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」「卸売業、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「医療、福祉」、「複合サービス事業」「サービス業」「その他の産業」で前年よりも増加となった。

・産業別の実雇用率では、医療，福祉（3.18%）が最も高く、生活関連サービス業，娯楽業（2.80%）、製造業（2.78%）が民間企業全体の実雇用率（2.64%）を上回っている。

未達成企業のうち、63.7%が障害者を一人も雇用していない。

法定雇用率未達成企業（419社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業・337社）が法定雇用率未達成企業全体の80.4%となっている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業・267社）は、法定雇用率未達成企業全体の63.7%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

（1）県等の機関（法定雇用率 2.6%）

県等の機関に在職している障害者の数は168.0人で、前年より4.0人減少した。実雇用率は2.65%で、前年（2.76%）を下回った。

県等の機関は4機関中3機関が達成。

（2）市町の機関（法定雇用率 2.6%）

市町の機関に在職している障害者の数は368.0人で、前年より15.0人増加した。実雇用率は2.41%で、前年（2.33%）を上回った。

市町の機関は28機関中23機関が達成。

（3）法定雇用率 2.5%が適用される教育委員会（法定雇用率 2.5%）

2.5%の法定雇用率が適用される教育委員会（県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する一定の市町村の教育委員会）に在職している障害者の数は213.0人で、前年より6.0人増加した。実雇用率は2.16%で、前年（2.08%）を上回った。

法定雇用率 2.5%が適用される教育委員会は2機関中1機関が達成。

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は133.0人で、前年より13.5人増加した。実雇用率は2.77%で、前年（2.50%）を上回った。

地方独立行政法人等は5機関中4機関が達成。

総括表

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	132,308.5人	3,498.0人	2.64%	627/1046	59.9%
	(132,146.5人)	[3,095人] (3,454.0人)	(2.61%)	(638/1,017)	(62.7%)

※ []内は実人員。()内は、令和2年6月1日現在の数値。以下同じ。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県等の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県等の機関	6,328.0人	168.0人	2.65%	3/4	75.0%
	(6,225.5人)	[137人] (172.0人)	(2.76%)	(4/4)	(100.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	15,238.5人	368.0人	2.41%	23/28	82.1%
	(15,171.5人)	[288人] (353.0人)	(2.33%)	(22/28)	(78.6%)

(3) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
教育委員会	9,858.0人	213.0人	2.16%	1/2	50.0%
	(9,957.0人)	[175人] (207.0人)	(2.08%)	(0/2)	(0.0%)

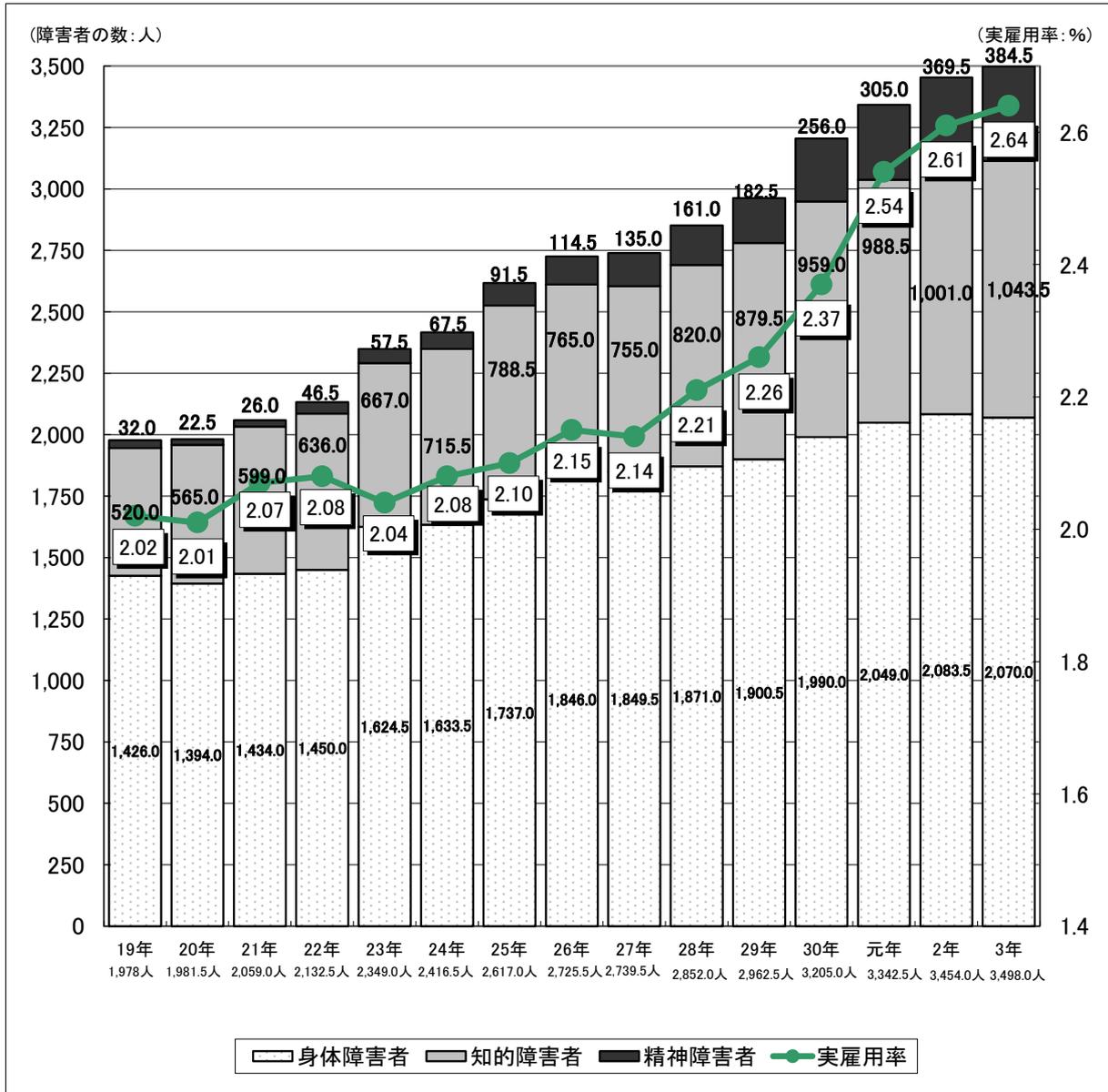
3. 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	4,806.0人	133.0人	2.77%	4/5	80.0%
	(4,785.5人)	[100人] (119.5人)	(2.50%)	(3/5)	(60.0%)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
① 平成30年6月2日以降に採用された者であること
② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

図3 民間企業における障害者の雇用状況

●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（24年まで56人以上規模の企業、25年から平成29年までは50人以上の規模、平成30年以降は45.5人以上の規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
知的障害者である短時間労働者
（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、0.5ではなく1とカウントする。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

図1 民間企業における障害者雇用率

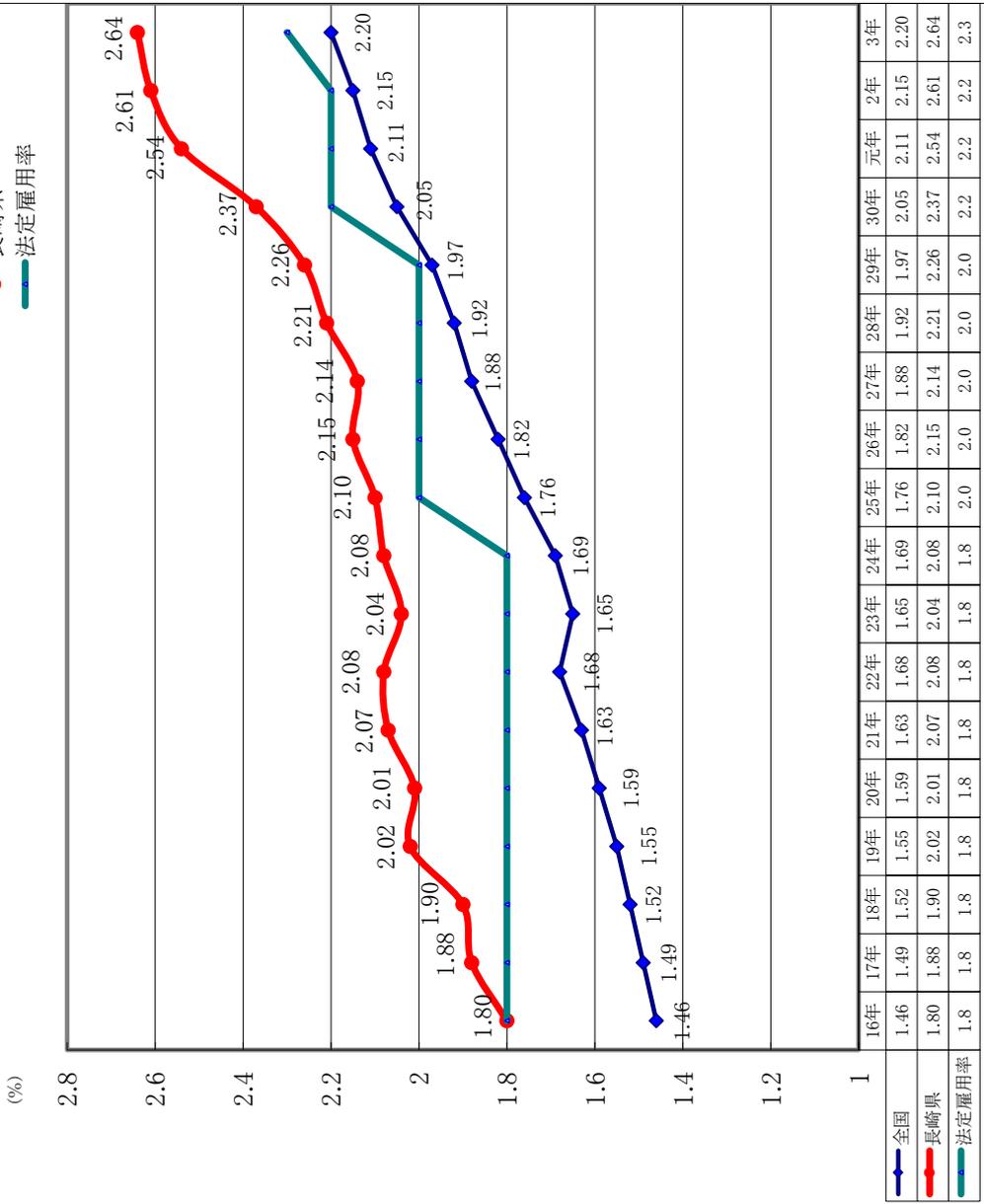
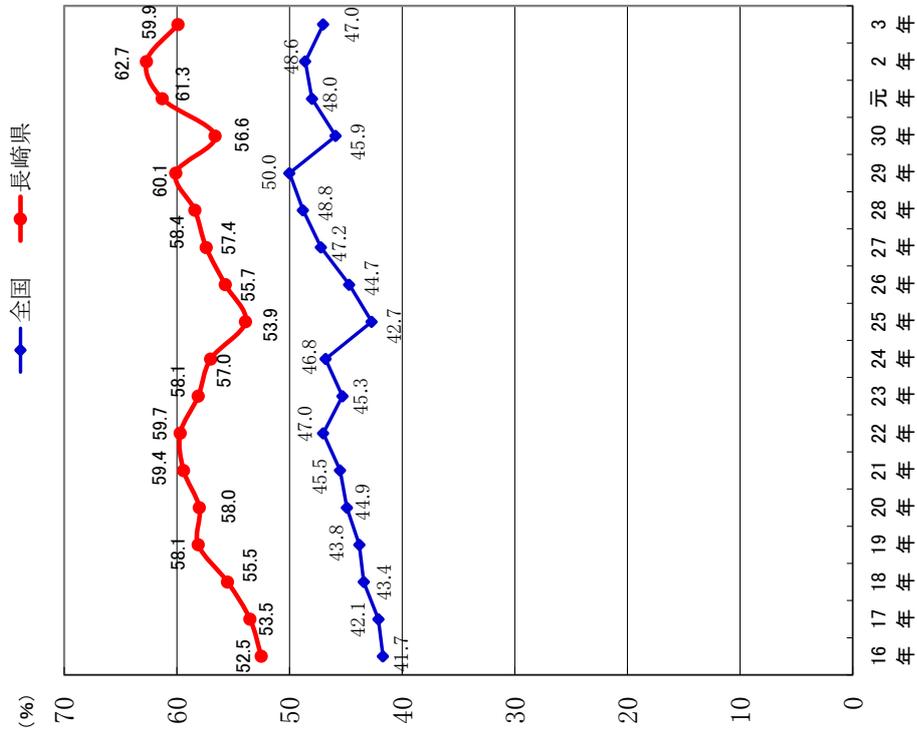


図2 民間企業の法定雇用率達成企業割合



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.3%）	
(1)	概況	11
(2)	企業規模別の雇用状況	12
(3)	産業別の雇用状況	13・14
(4)	法定雇用率未達成企業における従業員規模別の 障害者不足数階級別割合	15
2	地方公共団体における雇用状況	
(1)	県等の機関（法定雇用率 2.6%）	16
(2)	市町の機関（法定雇用率 2.6%）	17
(3)	法定雇用率2.5%が適用される教育委員会（法定雇用率2.5%）	18
3	地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.6%）	19

< 詳細表 >

1. 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数			H. 計 A×2+B+C+D×0.5+(E+F-G)×0.5+G	④ 実雇用率 H÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者					D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	F. 精神障害者である短時間労働者	G. うち注1該当者	I. うち新規雇用分
一般の民間企業 (2.3%)	1,046 (1,017)	132,308.5 (132,146.5)	644 (631)	1,493 (1,496)	389 (391)	253 (225)	178 (207)	86 (82)	3,498.0 (3,454.0)	315.5 (362.5)	2.64 (2.61)	627 (638)	59.9 (62.7)

注1 ③C欄は短時間職員である精神障害者。(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)

2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外労働者数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

3 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。F欄「精神障害者である短時間労働者」のうちG欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。

4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 H欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数								
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-g)×0.5+g	f. うち新規雇用分	
一般の民間企業 (2.3%)	3,498.0 (3,454.0)	512 (508)	101 (97)	850 (877)	190 (187)	2,070.0 (2,083.5)	132.0 (164.5)	132 (123)	37 (34)	643 (619)	199 (204)	1,043.5 (1,001.0)	108.0 (104.5)	253 (225)	178 (207)	85 (82)	384.5 (369.5)	75.5 (93.5)

注1 ④g欄は短時間職員である精神障害者。(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)

2 ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。

3 ②③g欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

4 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

5 ④g欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。

6 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

7 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

8 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数						④ 実雇用率 $H \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 精神障害者数	F. 精神障害者である短時間労働者	G. 注1該当者	H. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + (E + F - G) \times 0.5$			
規模計	1,046 (1,017)	644 (631)	138 (131)	1,493 (1,496)	389 (391)	253 (225)	178 (207)	85 (82)	3,498.0 (3,454.0)	2.64 (2.61)	627 (638)	59.9 (62.7)
43.5～50人未満	125 (82)	21 (14)	5 (2)	66 (44)	18 (10)	9 (4)	2 (0)	0 (0)	132.0 (83.0)	2.29 (2.13)	53 (36)	42.4 (43.9)
50～100人未満	480 (480)	129 (137)	40 (44)	260 (266)	109 (129)	55 (52)	68 (105)	42 (33)	722.5 (769.5)	2.26 (2.42)	275 (284)	57.3 (59.2)
100～300人未満	358 (372)	251 (251)	57 (48)	646 (663)	167 (163)	105 (99)	67 (54)	30 (30)	1,442.0 (1,435.5)	2.75 (2.64)	241 (261)	67.3 (70.2)
300～500人未満	52 (50)	87 (76)	5 (6)	217 (214)	40 (23)	40 (30)	14 (13)	4 (8)	465.0 (424.0)	2.72 (2.62)	38 (38)	73.1 (76.0)
500～1,000人未満	23 (25)	107 (101)	19 (23)	193 (188)	27 (45)	23 (27)	14 (26)	5 (6)	472.0 (478.5)	3.37 (3.21)	15 (15)	65.2 (60.0)
1,000人以上	8 (8)	49 (52)	12 (8)	111 (121)	28 (21)	21 (13)	13 (9)	4 (5)	264.5 (263.5)	2.39 (2.42)	5 (4)	62.5 (50.0)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数								
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分			
規模計	3,498.0 (3,454.0)	512 (508)	101 (97)	850 (877)	190 (187)	2,070.0 (2,083.5)	132.0 (164.5)	643 (619)	199 (204)	1,043.5 (1,001.0)	108.0 (104.5)	253 (225)	178 (207)	85 (82)	384.5 (369.5)	75.5 (93.5)
43.5～50人未満	132.0 (83.0)	17 (11)	4 (1)	33 (23)	9 (6)	75.5 (49.0)	2.0 (8.0)	33 (21)	9 (4)	46.5 (30.0)	1.0 (0.0)	9 (4)	2 (0)	0 (0)	10.0 (4.0)	3.5 (2.0)
50～100人未満	722.5 (769.5)	109 (117)	27 (34)	162 (169)	62 (61)	438.0 (467.5)	29.0 (33.0)	98 (97)	47 (68)	174.5 (181.0)	26.0 (24.5)	55 (52)	68 (105)	42 (33)	110.0 (121.0)	26.0 (37.5)
100～300人未満	1,442.0 (1,435.5)	203 (208)	44 (36)	394 (417)	75 (79)	881.5 (908.5)	66.5 (69.0)	252 (246)	92 (84)	407.0 (386.0)	47.0 (46.0)	105 (99)	67 (54)	30 (30)	153.5 (141.0)	29.0 (40.0)
300～500人未満	465.0 (424.0)	69 (63)	4 (5)	128 (131)	13 (8)	276.5 (266.0)	12.0 (23.5)	89 (83)	27 (15)	139.5 (117.5)	20.0 (14.5)	40 (30)	14 (13)	4 (8)	49.0 (40.5)	6.0 (8.0)
500～1,000人未満	472.0 (478.5)	69 (60)	12 (13)	97 (85)	17 (24)	255.5 (240.0)	16.0 (15.0)	96 (103)	10 (21)	184.0 (205.5)	7.0 (9.5)	23 (27)	14 (26)	5 (6)	32.5 (43.0)	5.0 (5.0)
1,000人以上	264.5 (263.5)	45 (49)	10 (8)	36 (52)	4 (9)	143.0 (162.5)	6.5 (16.0)	75 (69)	14 (12)	92.0 (81.0)	7.0 (10.0)	21 (13)	13 (9)	4 (5)	29.5 (20.0)	6.0 (1.0)

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る労働者数	③障害者の数						H. 計 A×2+B+ C+D×0.5 +E+(F- G)×0.5 +G	④ 実雇用率 H÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合		
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 知的障害者 である短時間 労働者	E. 精神 障害者数	F. 精神障 害者である 短時間労働 者					C.のうち注1 該当者	人
産業計	1,046 (1,017)	132,308.5 (132,146.5)	644 (631)	138 (131)	1,493 (1,496)	389 (391)	263 (225)	178 (207)	85 (82)	3,498.0 (3,454.0)	315.5 (362.5)	2.64 (2.61)	627 (638)	59.9 (62.7)
建設業	45 (39)	3,904.5 (3,528.5)	17 (16)	0 (1)	26 (27)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	64.0 (64.0)	7.0 (2.0)	1.64 (1.81)	19 (19)	42.2 (48.7)
製造業	184 (179)	22,782.0 (23,455.0)	136 (136)	11 (9)	290 (283)	18 (14)	47 (40)	5 (4)	5 (4)	634.0 (615.0)	37.0 (37.0)	2.78 (2.62)	115 (110)	62.5 (61.5)
情報通信業	21 (20)	2,230.5 (2,088.5)	9 (10)	1 (2)	9 (9)	4 (5)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	32.0 (36.5)	1.0 (2.0)	1.43 (1.75)	6 (10)	28.6 (50.0)
運輸業、郵便業	55 (60)	6,797.0 (6,981.0)	32 (35)	5 (0)	99 (110)	10 (7)	3 (5)	1 (0)	1 (0)	177.0 (188.5)	8.5 (26.5)	2.60 (2.70)	36 (42)	65.5 (70.0)
卸売業、小売業	150 (149)	19,989.0 (20,288.5)	76 (71)	16 (15)	198 (193)	66 (69)	37 (35)	20 (27)	8 (15)	450.0 (440.5)	48.5 (42.5)	2.25 (2.17)	81 (83)	54.0 (55.7)
金融業、保険業	7 (8)	968.0 (1,092.0)	2 (4)	1 (0)	6 (7)	2 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14.0 (17.5)	0.0 (1.0)	1.45 (1.60)	3 (5)	42.9 (62.5)
不動産業、物品賃貸業	5 (3)	422.0 (337.5)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9.0 (7.0)	2.0 (3.0)	2.13 (2.07)	3 (2)	60.0 (66.7)
学術研究、専門・技術サービス業	31 (26)	2,850.5 (2,565.5)	12 (11)	1 (0)	12 (16)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	41.0 (43.0)	1.0 (2.0)	1.44 (1.68)	12 (13)	38.7 (50.0)
宿泊業、飲食サービス業	37 (40)	3,967.0 (4,434.5)	10 (10)	9 (13)	32 (36)	34 (27)	7 (6)	14 (17)	6 (7)	95.0 (100.5)	11.0 (9.0)	2.39 (2.27)	20 (21)	54.1 (52.5)
生活関連サービス業、娯楽業	28 (32)	5,175.0 (5,565.0)	25 (27)	2 (1)	71 (82)	15 (9)	9 (11)	6 (7)	5 (6)	145.0 (159.0)	8.0 (17.0)	2.80 (2.86)	14 (15)	50.0 (46.9)
教育、学習支援業	26 (25)	2,615.5 (2,574.5)	11 (13)	0 (0)	16 (19)	2 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	43.0 (48.0)	1.0 (2.0)	1.64 (1.86)	11 (15)	42.3 (60.0)
医療、福祉	340 (324)	44,388.5 (43,305.5)	242 (236)	72 (77)	563 (553)	205 (216)	105 (85)	114 (137)	54 (43)	1,410.5 (1,385.0)	152.0 (181.0)	3.18 (3.20)	236 (235)	69.4 (72.5)
複合サービス事業	17 (15)	5,167.5 (5,088.0)	27 (22)	3 (1)	58 (55)	6 (11)	4 (4)	8 (7)	4 (3)	128.0 (114.5)	8.0 (7.5)	2.48 (2.25)	12 (10)	70.6 (66.7)
サービス業	81 (79)	9,218.5 (9,075.5)	38 (36)	14 (9)	87 (83)	26 (31)	20 (17)	10 (8)	2 (4)	216.0 (202.5)	22.0 (27.0)	2.34 (2.23)	49 (48)	60.5 (60.8)
その他の産業	19 (18)	1,833.0 (1,767.0)	7 (4)	3 (3)	21 (20)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	39.5 (32.5)	8.5 (3.0)	2.15 (1.84)	10 (10)	52.6 (55.6)

注 1(1)①の表と同し

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規雇用分	
産業計	3,498.0 (3,454.0)	512 (508)	101 (97)	850 (877)	190 (187)	2,070.0 (2,083.5)	132.0 (123)	37 (34)	643 (619)	199 (204)	1,043.5 (1,001.0)	108.0 (104.5)	253 (225)	176 (207)	85 (82)	384.5 (369.5)	75.5 (93.5)
建設業	64.0 (64.0)	15 (15)	0 (1)	22 (24)	0 (0)	52.0 (55.0)	3.0 (0.0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	8.0 (5.0)	3.0 (2.0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	1.0 (0.0)
製造業	634.0 (615.0)	103 (102)	7 (6)	160 (162)	5 (5)	375.5 (374.5)	12.0 (14.5)	4 (3)	130 (121)	13 (9)	206.5 (196.5)	16.0 (12.5)	47 (40)	5 (4)	5 (4)	52.0 (44.0)	9.0 (10.0)
情報通信業	32.0 (36.5)	9 (10)	1 (2)	9 (9)	4 (5)	30.0 (33.5)	0.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2.0 (3.0)	1.0 (0.0)
運輸業、郵便業	177.0 (188.5)	30 (32)	3 (0)	86 (93)	3 (3)	150.5 (158.5)	7.5 (13.0)	2 (3)	13 (17)	7 (4)	22.5 (25.0)	1.0 (11.5)	3 (5)	1 (0)	1 (0)	4.0 (5.0)	0.0 (2.0)
卸売業、小売業	450.0 (440.5)	60 (60)	9 (9)	115 (112)	42 (41)	265.0 (261.5)	19.5 (17.5)	7 (6)	83 (81)	24 (28)	134.0 (123.0)	21.0 (12.0)	37 (35)	20 (27)	8 (15)	51.0 (56.0)	8.0 (13.0)
金融業、保険業	14.0 (17.5)	2 (4)	0 (0)	6 (7)	2 (1)	12.0 (15.5)	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)
不動産業、物品賃貸業	9.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	1.0 (2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	41.0 (43.0)	11 (10)	0 (0)	9 (13)	0 (0)	31.0 (33.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	6.0 (5.0)	1.0 (2.0)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	4.0 (5.0)	0.0 (0.0)
宿泊業、飲食サービス業	95.0 (100.5)	8 (8)	6 (7)	12 (14)	5 (5)	36.5 (39.5)	3.0 (4.5)	3 (6)	20 (22)	29 (22)	41.5 (43.0)	5.0 (2.5)	7 (6)	14 (17)	6 (7)	17.0 (18.0)	3.0 (2.0)
生活関連サービス業、娯楽業	145.0 (159.0)	22 (24)	1 (0)	23 (28)	12 (7)	74.0 (79.5)	5.0 (8.5)	3 (3)	48 (54)	3 (2)	56.5 (62.0)	1.0 (4.5)	9 (11)	6 (7)	5 (6)	14.5 (17.5)	2.0 (4.0)
教育、学習支援業	43.0 (48.0)	11 (13)	0 (0)	15 (18)	2 (0)	38.0 (44.0)	0.0 (2.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)	1.0 (0.0)
医療、福祉	1,410.5 (1,385.0)	178 (174)	56 (61)	277 (283)	90 (85)	734.0 (734.5)	59.0 (78.5)	16 (16)	286 (270)	115 (131)	487.5 (475.5)	49.0 (51.5)	105 (85)	114 (137)	54 (48)	189.0 (175.0)	44.0 (51.0)
複合サービス事業	128.0 (114.5)	25 (21)	3 (1)	33 (33)	4 (8)	88.0 (80.0)	1.0 (6.5)	0 (0)	25 (22)	2 (3)	30.0 (25.5)	5.0 (1.0)	4 (4)	8 (7)	4 (3)	10.0 (9.0)	2.0 (0.0)
サービス業	216.0 (202.5)	34 (33)	11 (7)	64 (64)	20 (26)	153.0 (150.0)	16.5 (14.5)	3 (2)	23 (19)	6 (5)	37.0 (29.5)	2.0 (4.0)	20 (17)	10 (8)	2 (4)	26.0 (23.0)	3.5 (8.5)
その他の産業	39.5 (32.5)	4 (2)	3 (3)	14 (14)	1 (1)	25.5 (21.5)	4.5 (1.0)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	13.0 (10.0)	4.0 (1.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (1.0)

注 1(1)②の表と同じ
その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

(4)法定雇用率未達成企業における従業員規模別の障害者不足数階級別割合

区分	①法定雇用率 未達成企業数	②不足数						③障害者の数が 0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 10人以下	10.5人以上	
規模計	419 (100.0%)	337 (80.4%)	49 (11.7%)	26 (6.2%)	5 (1.2%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	267 (63.7%)
43.5～50人未満	72 (100.0%)	72 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	68 (94.4%)
50～100人未満	205 (100.0%)	193 (94.1%)	12 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	182 (88.8%)
100～300人未満	117 (100.0%)	65 (55.6%)	34 (29.1%)	15 (12.8%)	3 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (14.5%)
300～500人未満	14 (100.0%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)	4 (28.6%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	8 (100.0%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	5 (62.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注)1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

2. 地方公共団体における雇用状況

(1) 県等の機関 (法定雇用率2.6%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $H \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合		
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者	E. 精神障害 者	F. 精神障害 者である短時 間勤務職員				G. うち注1 該当者	H. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E + (F - G) \times 0.5 + G$
県等の機関	4	6,328.0	7	58	12	15	7	5	168.0	9.0	3	75.0	(100.0)
	(4)	(6,225.5)	(8)	(61)	(15)	(17)	(5)	(4)	(172.0)	(18.0)	(4)	(2.76)	(100.0)

注1 ③G欄は短時間職員である精神障害者。(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)

2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。F欄「精神障害者である短時間勤務職員」のうちG欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。

4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。

5 H欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7 長崎県病院企業団は、県の機関ではなく、地方自治法第1条の3第B項によることのある特別地方公共団体(地方公共団体の組合)である。

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外身体障害者	d. 重度以外身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外知的障害者	d. 重度以外知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規雇用分
県等の機関	38	7	53	10	141.0	8.0	0	5	2	6.0	0.0	7	15	21.0	1.0
	(37)	(8)	(56)	(12)	(144.0)	(10.0)	(0)	(0)	(3)	(6.5)	(1.0)	(5)	(17)	(21.5)	(7.0)

注1 ④g欄は短時間職員である精神障害者。(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)

2 ④欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。

3 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

4 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

5 ④g欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。

6 ②③a欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③b欄及び②③④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

7 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

8 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.6%)

①概況

① 機関数 区分	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数						④ 実雇用率 $H \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間勤務職員				G. うち注1該当者
市町の機関	28 (15,171.5)	人 86 (83)	人 2 (4)	人 145 (145)	人 11 (9)	人 40 (31)	人 4 (3)	人 368.0 (353.0)	人 34.0 (32.0)	機関 23 (22)	% 82.1 (78.6)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規雇用分
市町の機関	86 (83)	人 2 (4)	人 141 (143)	人 8 (7)	人 319.0 (316.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (2)	人 4 (2)	人 5.5 (3.0)	人 40 (31)	人 4 (3)	人 3 (2.0)	人 9.0 (6.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会（法定雇用率2.5%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				H. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E + (F - G) \times 0.5 + G$	④ 実雇用率 $H \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員					E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間勤務職員	G. うち注1該当者	
教育委員会	機関 2	9,858.0 (9,957.0)	人 48 (50)	人 9 (6)	人 68 (69)	人 20 (14)	人 18 (16)	人 12 (9)	人 12 (9)	人 213.0 (207.0)	人 28.5 (39.5)	% 2.16 (2.08)	機関 1 (0)	% 50.0 (0.0)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規雇用分	
教育委員会	213.0 (207.0)	人 47 (49)	人 9 (6)	人 62 (63)	人 11 (5)	人 170.5 (169.5)	人 13.5 (15.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 9 (9)	人 9 (9)	人 12.5 (12.5)	人 2.0 (9.5)	人 18 (16)	人 12 (9)	人 30.0 (25.0)	人 13.0 (15.0)

注 2(1)②の表と同じ

3. 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

①概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 $H \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合			
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 精神障害者				F. 精神障害者である短時間労働者	H. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E + (F - G) \times 0.5 + G$	
地方独立行政法人等	法人 5	4,806.0 (4,785.5)	34 (31)	1 (2)	50 (43)	2 (3)	13 (11)	0 (0)	133.0 (119.5)	23.0 (8.0)	2.77 (2.50)	4 (3)	80.0 (60.0)

注 1 (1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規雇用分	g. うち当該担当者	h. うち新規雇用分
地方独立行政法人等	133.0 (119.5)	31 (28)	0 (1)	45 (38)	2 (3)	108.0 (96.5)	3 (3)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	12.0 (12.0)	13 (11)	0 (0)	13.0 (11.0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (1.0)

注 1 (1)②の表と同じ

公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.6%）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	6,328.0	168.0	2.65	1.0	
長崎県	4,301.0	112.0	2.60	0.0	
長崎県交通局	203.0	6.0	2.96	0.0	
長崎県警察本部	494.5	17.0	3.44	0.0	
長崎県病院企業団	1,329.5	33.0	2.48	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況(法定雇用率2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	15,238.5	368.0	2.41	38.0	
長崎市	2,769.0	72.0	2.60	0.0	
佐世保市	2,854.0	43.0	1.51	31.0	特例認定あり(注4)
島原市	465.5	13.0	2.79	0.0	特例認定あり(注4)
諫早市	917.0	26.0	2.84	0.0	
大村市	1,188.5	34.0	2.86	0.0	特例認定あり(注4)
平戸市	718.5	18.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4)
松浦市	457.0	11.0	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
対馬市	513.0	14.0	2.73	0.0	
壱岐市	548.5	18.0	3.28	0.0	特例認定あり(注4)
五島市	728.0	20.0	2.75	0.0	特例認定あり(注4)
西海市	546.5	15.5	2.84	0.0	特例認定あり(注4)
雲仙市	635.0	16.5	2.60	0.0	特例認定あり(注4)
南島原市	668.5	18.0	2.69	0.0	特例認定あり(注4)
長与町	246.0	6.5	2.64	0.0	
時津町	182.5	5.0	2.74	0.0	
東彼杵町	132.0	4.0	3.03	0.0	
川棚町	106.0	2.0	1.89	0.0	
波佐見町	138.5	3.0	2.17	0.0	
小値賀町	116.0	1.0	0.86	2.0	
佐々町	168.0	2.0	1.19	2.0	
新上五島町	251.5	4.0	1.59	2.0	
諫早市教育委員会	148.0	4.0	2.70	0.0	
対馬市教育委員会	102.5	2.0	1.95	0.0	
佐々町教育委員会	57.0	0.0	0.00	1.0	
新上五島町教育委員会	49.0	1.0	2.04	0.0	
長崎市上下水道局	289.5	8.0	2.76	0.0	
大村市競艇企業局	171.0	5.5	3.22	0.0	
島原地域広域市町村圏組合	72.0	1.0	1.39	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 市町の機関において、職員数が38.5人未満であり、障害者の雇用義務の発生していない機関については、掲載していない。
- 6 佐々町教育委員会は、算定の基礎となる職員数57.0人、障害者の数2.0人、実雇用率3.51%となり、令和3年10月1日付で達成済み。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐世保市	佐世保市教育委員会・佐世保市水道局
島原市	島原市教育委員会
大村市	大村市教育委員会・大村市水道局
平戸市	平戸市教育委員会
松浦市	松浦市教育委員会
壱岐市	壱岐市教育委員会
五島市	五島市教育委員会
西海市	西海市教育委員会
雲仙市	雲仙市教育委員会
南島原市	南島原市教育委員会

(3) 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	9,858.0	213.0	2.16	35.0	
長崎県教育委員会	9,254.0	196.0	2.12	35.0	
長崎市教育委員会	604.0	17.0	2.81	0.0	

注 1 (1) の表と同じ

(4) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,806.0	133.0	2.77	2.0	
国立大学法人長崎大学	2,862.0	79.5	2.78	0.0	
地方独立行政法人長崎市立病院機構	776.5	18.0	2.32	2.0	
長崎県公立大学法人	204.0	9.0	4.41	0.0	
地方独立行政法人北松中央病院	166.5	6.5	3.90	0.0	
地方独立行政法人佐世保市総合医療センター	797.0	20.0	2.51	0.0	

注 1 (1) の表と同じ